

令和4年3月30日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法施行細則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

○改正の概要

1 事務の委任(第1条関係)

保健福祉事務所に委任する事務について、新たに「臨時的な行事に付随して仮設の店舗において行う営業」についての除外規定を設けた。

2 その他規定の整備(第9条関係)

1に伴う既定の整備を行った。

○施行期日

令和4年6月1日